

平成 29 年度公文書館専門員包括研修活動報告

札幌市総務局行政部公文書館専門員

池田 茜

はじめに

札幌市公文書館では、平成 27 年度以降、月に 1 度の臨時休館日を設定している。この日は公文書館専門員包括研修（以下「包括研修」と表記）として、全職員で懸案事項を検討・確認する機会及び専門知識の向上を図る機会としている。主な研修内容は、特定重要公文書（1）の審査に関する検討、札幌市に関する調査研究（2）、類縁機関の視察・見学（3）や外部研修への参加である。

研修成果の蓄積はレファレンスや利用普及事業に還元し、行政や一般市民の利用支援につなげている。利用普及事業とは、カルチャーナイト（4）等の展示、専門員が講師を務める「さっぽろ閑話」、あるいは、年一回発行している『札幌市公文書館年報』（以下「年報」と表記）に掲載する論文といった発表の場を指す。このような機会を通じ当館所蔵資料の情報提供を行うことで、行政や一般市民の資料利用につなげることを目的とする。

包括研修では、常勤職員 5 名と非常勤職員（専門員）6 名が参加する全職員館内会議（以下「全体会」と表記）を開催している。常勤職員と専門員が一堂に会する全体会は、懸案事項を検討・確認する機会とし、職員間の情報や意識の共有を目的とする。

当館専門員は非常勤職員であり、任期は最大でも 3 年という上限が設けられている。専門員間での情報の共有や記録整理は日頃から行っているが、館全体で把握しておきたい事柄については、全体会で取り上げ、常勤職員にも周知するよう努めている。

平成 29 年度の包括研修では、全体会で特定重要公文書の審査に関する検討、業務の見直し、所蔵資料調査発表を重点的に行った。これに加え、市内類縁機関の視察・見学を行った。

本稿では、平成 29 年度包括研修の実施状況を確認し、その成果を報告する。

1. 特定重要公文書の審査に関する検討

札幌市で業務上使用しなくなった公文書のうち、市政上重要なものや市の歴史を振り返るうえで必要なものを選別し、当館に移管したものが特定重要公文書となる（5）。特定重要公文書を利用に供する際には、審査を経て公開、非公開、もしくは一部公開の公開区分を決定する。当館には特定重要公文書の審査に専従する職員はおらず、専門員及び常勤職員がこの任にあたる。審査は 1 つの簿冊につき 2 名以上の専門員及び常勤職員によって行われる。1 名だけの審査では非公開箇所の見落とし等が発生する恐れがあるため、最低 2 名で 1 簿冊を細部まで確認することとしている。

全体会における審査に関する検討では、審査が終了した公文書をすべて取り上げ、常勤職員 5 名と専門員 6 名で公開の可否や個別の事象の利用制限期間について確認を行う。

利用制限は、札幌市公文書館管理条例（平成 24 年 6 月 13 日条例第 31 号）に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成 25 年 6 月 26 日行政部長決裁。以下「審査基準」と表記）によって定めら

れている。この基準に事例を当てはめて公開の可否を検討するのだが、必ずしも基準に合致する事例ばかりではない。

例えば、財産情報は個人の所得を示す情報であり、当該個人の権利利益を害する恐れがあると認められるため、目安として50年の利用制限期間が設けられている(6)。しかし、ある人物が1台のピアノを寄附したと記載されていた場合、その情報は該当個人の所得を示し、権利利益を害する恐れがあるとまでいえるだろうか。

審査基準において、審査の基本方針が示されており、これを引用すると、

審査においては、「市政上重要な公文書の保存及び利用を図ることにより、市民との情報共有を進めるとともに、現在及び将来にわたり市の説明責任を全うし、もって効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を確保すること及び市民が主体となったまちづくりの推進に寄与する」という条例の目的に鑑み、利用制限は必要最低限とする。

とあり、過度な利用制限は市民利用の妨げとなるといえる。その場合、先の事項を50年間非公開とするのは不適切とも考えられる。検討の結果、財産情報ではないと判断した場合、氏名の記載だけを制限検討事項と捉え、利用制限期間を30年とすることも考えられる。

ほかにも、個人に関する情報ではあるが、自治体史や議会史、行政刊行物等に記載されているものや、図書館所蔵資料に掲載されているためいつでも誰でも見ることができる状態にあるものは、公表慣行を有する情報として、直ちに公開判断とする場合もある。

審査基準は大まかに定められたものであるため、これをもとに、運用レベルでの段階的な基準を作り上げていく必要がある。当館では、審査の中で検討を要する事例が現れた際には、全体会にかけて細かな適用基準を館全体で考えていくこととしている。

昨年度の包括研修では、北海道立文書館を訪問し、双方の基準の理解や情報公開のあり方に関して議論する機会を得た。また、毎年数人の常勤職員と専門員が国立公文書館主催のアーカイブズ研修に参加し、類縁機関の基準や運用を学ぶよう努めている。地域性のある検討事項に関しては、特に周辺の類縁機関の基準を参照することも多く、当館であれば北海道立文書館がそれに該当する。

当館が公文書館として開館してから5年が経過し、実際の審査を経てノウハウが蓄積されてきた(7)。具体例とそれに対する検討から得た判断結果が増えていくことで、今後の審査の迅速化をはかることができると考えられる。また、判断例の集積が組織(館)になされることは、職員の入れ替わりにより審査の精度に差が生じることを防ぐことにつながる。館全体で行う特定重要公文書の審査に関する検討は、特定重要公文書を保存し、市民等の利用に供するという、公文書館の根幹をなす機能を向上させていくために必要な活動であるといえる。

2. 業務の見直し

2. 1 各種申請書と統計の様式の見直し

当館は開館5年目を迎え、業務の見直し・分析を行う段階へと動き始めている。今年度は、各種申請書と統計の様式の見直しを行った。

現在使用している各種申請書には、一般資料と特定重要公文書の閲覧・複写申請書がある。そして、この申請書と、利用者から相談を受けた際に作成する相談票をもとに、年報等で利用状況として報告する統計数値を集計している。

閲覧・複写申請書と相談票は、レファレンス内容の記録のために残しており、これらは専門員間あるいは専門員と常勤職員間の情報共有のためや、レファレンス事例集として活用している。加えて今後は活動の見直しを行うための研究資料としての活用を考えている。閲覧・複写申請書と相談票に記録された「申請件数」「閲覧・複写点数」「相談数」等の数値のみを集計したものを外部への報告としている。この数値が正確にとられていない項目と、業務の実態とずれがある箇所が見つかったことから、各種申請書と統計の様式の見直しを行うこととなった。

2. 2 年報等掲載の「利用状況」の見方

見直した点を振り返る前に、数値で表されている「利用状況」の各項目について簡単に説明したい。ここに示す表は、年報編 p.9 を引用したものである。

●資料申請・閲覧・複写サービス状況

	分類	H25	H26	H27	H28	H29	累計
特定重要公文書	申請 (件)	19	52	81	84	49	285
	閲覧 (点)	77	248	238	270	118	951
	複写 (点)	42	120	95	86	55	398
一般資料	申請 (件)	523	737	789	642	742	3,433
	閲覧 (点)	3,842	5,596	6,514	5,562	5,952	27,466
	複写 (点)	2,182	3,190	3,961	3,517	3,864	16,714

「特定重要公文書」

業務上使用しなくなった公文書のうち、市政上重要なものや市の歴史を振り返るうえで必要なものを選別し、当館に移管したもの。

「一般資料」

特定重要公文書以外の資料のこと。具体的には、「行政資料」(市の刊行物)、「図書等一般資料」(一般向けに刊行されたもののほか、郷土誌、学校誌、研究紀要、パンフレット等さまざまなものが含まれる。また視聴覚資料もここに含まれる。)、「写真資料」、「地図資料」、「絵葉書資料」、「新聞スクラップ」(当館の前身である文化資料室時代に市史等編纂のために収集した札幌市に関する新聞記事をまとめたもの)がある。

「申請 (件)」

閲覧・複写の申請件数を示す。1人の利用者につき、各1件となる。

「閲覧 (点)」「複写 (点)」

閲覧・複写した資料点数を示す。

●レファレンス状況

【受付方法】

	H25	H26	H27	H28	H29	累計
来館	41	40	54	42	49	226
電話	182	270	271	213	234	1,170
文書	2	6	7	5	9	29
メール	20	48	64	71	60	263
合計	245	364	396	331	352	1,688

【相談内容・目的】

		H25	H26	H27	H28	H29	累計
一般利用	調査研究	90	120	125	108	94	537
	出版公開	74	150	173	136	181	714
	視察見学ほか	22	27	36	21	28	134
行政利用	政策立案	16	5	5	4	3	33
	公開普及	26	41	45	35	22	169
	市民対応ほか	17	21	12	27	24	101
合計		245	364	396	331	352	1,688

「受付方法」

利用者が相談のために最初に用いた方法を示す。

- ・来館：来館時に相談した。
- ・電話：電話にて相談した。
- ・文書：FAX もしくは手紙で相談した。
- ・メール：Eメールにて相談した。

「相談内容・目的」

相談の内容と目的を、「一般利用」（行政以外のこと）と「行政利用」（札幌市職員の利用のこと）に分けて集計する。

- ・調査研究：個人調査、研究論文執筆のための下調べ段階の調査等を示す。
- ・出版公開：出版・放送や講演会の資料・スライド等で当館所蔵資料を掲載利用したいという場合を示す。
- ・視察見学ほか：視察・見学利用者数を示す。または調査研究、出版公開、視察見学のいずれにも当てはまらない場合を示す。
- ・政策立案：政策立案の資料として所蔵資料を利用する場合を示す。
- ・公開普及：行政資料や市民向けの展示等で所蔵資料を利用する場合を示す。
- ・市民対応ほか：市民からの問い合わせに対し回答するために当館に相談した場合を示す。

「レファレンス状況」では利用者から相談を受けた際に作成する相談票の数を集計している。閲覧申請書にも以下と同様の項目があるが、「レファレンス状況」の集計数には

含まれない。しかし、次節で触れる数値のずれは、閲覧申請書の各項目について扱ったものであるため、例として「レファレンス状況」の項目を挙げた。

以上を踏まえて、今年度の見直しで確認された問題とその解決のための措置を述べる。

2. 3 問題の確認と解決のための措置

2. 3. 1 数値が正確にとられていない項目について

年報等に掲載する数値は、一般資料と特定重要公文書の閲覧・複写申請書と、利用者からの相談を記録する相談票をもとに出されている。以前より専門員の間では、統計数値に反映しない、閲覧申請書の「受付方法」の項目は不要ではないかとの意見が挙がっていた。「受付方法」とは、申請書をどのように受け付けたかを示すもので、「来館・電話・文書・メール」のいずれかに振り分ける。だがこの分け方が受け付けた者によってまちまちで、正確性に欠けていた。例えば、専門員 A が利用者から「30 分後に閲覧申請書を持って来館する」と電話で連絡を受けた。その後来館した利用者の対応を終えた A は、閲覧申請書の受付方法の「電話」にチェックを入れた。これは、最初に受けた連絡が電話であり、A はそのことを知っていたからである。しかし、利用者が来館した際、A が席を外していたため、代わりに専門員 B が対応したとする。B は利用者が事前に電話連絡をしていたことを知らなかったため、受付方法は「来館」を選択した。こうすると、1 人の利用者に対して 2 通りの受付方法が生まれてしまう。利用者対応は複数の職員で行うことが多いため、このようなずれは頻発していた。こうした状況では、意味のある数値がとられているとはいえない。加えて、申請を受け付けてからの出納やレファレンスに「受付方法」が影響を及ぼすことはない。したがって、「受付方法」の記録は不要と考えた。

以上のことから、閲覧申請書の「受付方法」の項目は平成 30 年度より削除した。

このほか専門員からは、利用者区分の「行政」とは何を指すのか、との疑問も出た。利用者区分は「一般利用」と「行政利用」に分けられ、それぞれの数値を集計している。一般的に行政というと、札幌市職員はもちろん、他市町村や、国の職員も含まれる。どの範囲までを「行政」とみなすべきか専門員間で混乱が生じたため、年報を作成している常勤職員に利用者区分を設けている理由を確認したところ、札幌市役所内の利用状況を把握するためであるとの回答を得た。札幌市職員が当館資料を利用するということは、政策立案や市民対応に資料を活用するということであり、ひいては行政の後ろにいる市民に利益が還元される。ゆえに札幌市職員の利用数が重要であるということを再確認し、「行政利用」には札幌市職員による利用のみを指すことを徹底した。

2. 3. 2 業務の実態とずれがある箇所について

この問題は特定重要公文書の利用状況を示す数値に表れた。特定重要公文書には、登録されている簿冊名称と実際の資料点数が異なるものがあり、閲覧・複写の統計上に現れる点数と実際に出納した数に大きな差が生まれている場合がある。そのため、これまでの統

計方法は、外部に当館の活動実態を示すための根拠として不適當であるといえたため、ここを改めた。

これまでずれが生じていた原因は、1つの資料群を1件と数えていたためである。1章において、特定重要公文書は札幌市が作成・取得した文書と説明したが、このほかにも特定重要公文書となり得るものがある。それは、「法人その他の団体（実施期間を除く。）又は個人から市長に対し寄贈又は寄託の申出があった文書で、市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となると市長が認め、寄贈又は寄託を受けた文書」(8)である(9)。この文書のうち、現在までに資料群としての登録を行ったものの出自としては私文書が挙げられる。私文書は「今田敬一資料」、「旧札幌控訴院(10)工事関係資料」のように、資料作成者や資料寄贈者あるいは資料内容でまとめて整理を行う。これは誰が資料を持っていたかを重視したり、資料の散逸を防いだりするためである。私文書の一部はこの整理状態が保たれたまま特定重要公文書として登録されるため、登録名称は1つであるが、実際の資料点数は複数となる。

特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」（資料点数 303 点）を例に挙げて説明する。この資料群には工事日誌のような冊子体の資料だけでなく、200 点以上の図面が含まれており、1 日で 60 点以上の図面を出納するということがあった。しかし、特定重要公文書の目録には「旧札幌控訴院工事関係資料」という資料群名で1件登録されているため、1 日で数十点の図面を出納しても、数値上では閲覧点数は1点となる。このため、統計上の数値では実際に利用者が閲覧した資料の点数と合わず、利用実態をはかる指標にはならない。

よって平成 30 年度より、特定重要公文書の申請書には、目録に登録されている簿冊名称のほか、簿冊に含まれる件名も併記し、実際に出納した資料点数を数えることとした。

2. 4 見直しの結果

各様式の見直しを行った結果、項目の意味合いを改めて確認し、各種申請書と統計の様式変更を行った。これにより、今後は利用実態を数値で正しく示すことができると見込まれる。

数値のずれ等の問題は今年度新たに見つかった問題ではなく、以前から日々の業務の中で違和感や疑問として生じていた。しかし、申請書や統計の様式変更を行うことは、これまでとは異なる集計方法をとるという点で、年報等に掲載していた数値に大きく影響する。これを踏まえ、様式変更は必須事項なのかを確認するため、約1年間全体会において検討を重ねた。その結果、やはり変更すべきと判断し、平成 30 年度集計分から新たな様式を使用することとなった。

開館から数年を経て、レファレンス、一般資料・公文書の整理、利用普及活動等の日常業務において経験の蓄積がなされたため、館全体がより効率的に動くことが可能となってきている。しかしその中で生じる小さな疑問や問題点を見落とさずに、今後も業務のブラッシュアップを続けていくことが期待される。

3. 所蔵資料調査発表

3. 1 きっかけと目的

所蔵資料調査発表は29年度新たに取り組んだものである。

この活動を始めたきっかけは、一般の方から映像資料を寄贈されたことである。寄贈者とやり取りをしていた専門員は、資料登録に向けた目録作成のために映像解析を行い、調査結果を他の職員に発表した。これによって映像資料の資料的価値が再認識され、他の映像資料についても調査発表の場を設けることとなった。

当館では、8ミリ・16ミリフィルムやDVD化された映像資料を所蔵している。この映像資料を調査することで、映像そのものだけでなく関連図書や地図資料といった周辺情報の把握や、調査結果を用いて利用者への資料紹介につなげることを目的としている。

映像資料から得ることができる情報は、第三者による主観や編集が入る図書や地図資料に比べて、質量が豊富である。ゆえに、撮影された当時の札幌の姿や人々の様子を知る素材としても映像は有効であると考えられる。

レファレンスや資料整理といった日常業務の中で、資料調査にまとまった時間をとることは難しい。発表の場を設けることで、集中的に調査を行う機会を得ることができる点もこの活動のねらいの一つとなった。

3. 2 取り上げた資料

毎回専門員1名が解説を担当し、全体会までに映像の場所や映る事物の解析・特定、補足情報をまとめた資料を作成した。当日はこの資料を参照し、担当専門員の解説を聞きながら、映像を視聴した。

今年度扱った映像資料のうち、2点を以下に紹介する。



3月の様子

●「中澤幸胤氏寄贈映像資料」

これは今年度一般の方から寄贈されたものである。寄贈者の家族が8ミリフィルムで撮影した家族の記録映像であり、主に昭和10～13年ごろを記録したものである。DVD化された30点をいただいた。

全体会では、寄贈者の父が昭和10年に家族で札幌を訪れた際の映像を取り上げた。ここには、札幌グランドホテル、北海道庁、札幌停車場（3代目駅舎）、札幌三越、大通逍遙地、中島公園、北海道拓殖館等、札幌中心部が映されているほか、北海道神宮での花見の様子が撮影されている。

当館所蔵の写真、絵はがき、あるいは図書に掲載された写真と、同時代の地図資料によって、映像にある札幌中心部の主要建造物を特定したことが報告された。

●「菱家の記録」

この資料は、菱昌七氏が撮影した菱家の家族の記録映像で、撮影者の親族から寄贈を受けた。原フィルムは北海道博物館が所蔵しており⁽¹¹⁾、当館にはDVD化されたものが4点保管されている。それぞれに複数タイトルが収められており、解説担当者はそのうちの何点かを選択して紹介した。

取り上げたものは以下のとおりである。

- ・定山溪ハイキング（昭和33年6月）
- ・リンゴ園（昭和33年秋）
- ・歳末から新春へ 撮影佐々木卓（昭和31～32年）
- ・水公園 家族ハイキング（昭和30年5月29日）
- ・第34回宮様スキー大会
- ・第9回札幌雪まつり フジカラー冬の女王撮影会
- ・菱家餅つき
- ・狸小路の冬と夏の宣伝
- ・ミスマイダム周辺散歩（昭和17年）
- ・狸小路四丁目会旗入魂式
- ・第4回雪祭り（昭和28年）
- ・第8回雪祭り（昭和32年）
- ・小樽 オタモイ竜宮閣（昭和11年）

「菱家の記録」の特徴は画質が良い点である。撮影者の家族を映したものであるが、手振れが少なく、被写体を定め焦点を合わせた、安定した映像となっているため、当時の風景を映像から読み取りやすい。また生き生きとした当時の様子が市民の目線から記録されている。

3. 3 活動を振り返って

寄贈資料の解析が活動の始まりであったが、継続して行ったことで、職員間の知識共有と、専門員のスキルアップにつながった。各回解説担当の専門員は発表にあたり資料解析を行うわけだが、例えば、撮影場所の特定を行うために、撮影年と同時代に作られた図書、絵はがき、地図との照らし合わせが必要となる。これらの資料を調査することで、場所・年代に結びつきのある資料を体系的に把握することができる。調査による知識の蓄積は、レファレンスや、カルチャーナイト等の展示、専門員が講師を務める「さっぽろ閑話」、あるいは年報の論文といった発表の場に還元されることも考えられる。

当館に収蔵されている映像資料は、形態が8ミリ・16ミリフィルム、DVD、CD-Rと多岐にわたる。形態によっては、再生機器がないために利用者に提供できないものもあり、出納が行われる場面はまれである。そのため、専門員の側も資料を目にする機会が少なくなり、どのような資料が収蔵されているかの知識が不足している面もある。発表の場を設けたことで、資料の再評価をすることが可能となった。これは資料の死蔵を防ぐための一歩であるといえる。

単に資料を保管するのではなく、一般の利用に供する状態にするために、今後も全体会での所蔵資料の調査・発表を継続し、資料解析を進めていきたい。

4. 類縁機関の視察・見学

4. 1 今年度の視察・見学先機関

昨年度に引き続き、各機関の基本的な活動方針と所蔵資料の性格把握と、保存・公開体制や展示等の普及活動に関して情報を収集することを目的に、類縁機関の視察・見学を行った。

今年度は、ほぼ未着手であった札幌市内の郷土資料館を中心に視察を行い、各機関の状況を把握することとした。研修内容は、各施設の展示の見学と先方職員による解説を受けることが主であったが、札幌市博物館センターでは施設の運営に関する意見交換を行うことができた。

表 平成 29 年度実施 類縁機関視察・見学

日程	対象期間	研修内容
平成 29 年 9 月 21 日	交通資料館	展示の視察・見学・解説
	エドウィン・ダン記念館	展示の視察・見学・解説
平成 29 年 10 月 19 日	真駒内駐屯地史料館	展示の視察・見学・解説
	札幌市博物館活動センター	展示の視察・見学・解説／施設の運営に関する意見交換
平成 29 年 11 月 16 日	手稲記念館	展示の視察・見学
	琴似屯田歴史館資料室	展示の視察・見学・解説、屋外施設の開設

視察・見学から得られた各施設の印象を、参加した専門員の研修参加コメントをもとに述べる。

●交通資料館 (1,2)

交通資料館は地下鉄南北線「自衛隊前駅」シェルター下に位置し、かつて使用されていた車両や部品、市営交通の歴史を伝える写真、制服、乗車券等が展示されている。

見学後の感想では、車両のように大きなものから、文書や刊行物、乗車券や路線図等の細かな紙資料まで、多数展示されている現物（モノ）資料の保存方法に関する意見や、路線図について、当館には路線図の所蔵が少なく、利用者のレファレンスに応えることが難しいことが多々あるため、今後は交通資料館を案内するか、可能であれば複製を作成させていただきたいという意見が出た。

●エドウィン・ダン記念館

エドウィン・ダンは、明治期に開拓使によってアメリカから招かれた外国人指導者の一人で、北海道における畜産業の普及・発展に努めた。エドウィン・ダン記念館の建物は、ダンの指導のもと官営牧場である「真駒内牧牛場」が造られた際に、事務所として建てられたものである。今回の見学では、館内ガイドの方 1 名についていただいた。

感想では、油絵でダンの功績や生涯を紹介する展示方法について、ストーリー展開がされており、視覚的にもわかりやすいため、理解しやすいとの声が上がった。ガイドも非常に丁寧であり、話し慣れている印象を持った。一方で、絵画や写真、ジオラマ等の各資料は、ガイド無しでは散漫に眺めてしまう恐れもあるのではとの指摘もあった。

●真駒内駐屯地史料館

この史料館は陸上自衛隊真駒内駐屯地内に置かれている。今回は、師団・旅団関係資料、屯田兵資料、旧軍資料が展示されている 1～3 号館を、広報の方の丁寧な解説を聞きながら見学した。

見学希望日の 3 週間前までに事前予約が必要ということで、気軽に立ち寄ることはできない施設であるが、現物の展示だけではなく、パネルや年表等も充実した内容であり、市民に周知されるべき施設であるとの意見が出た。また、「屯田兵絵巻」という移住当時の生活を回想して記録した資料ほか屯田兵資料からは、兵士としての訓練や生活の様子をうかがい知ることができた。

●札幌市博物館活動センター

札幌市博物館活動センターは、札幌の自然や歴史等の調査、研究、展示を行う施設で、平成 28 年に中央区から豊平区平岸に移転した。札幌市は自然系博物館の新設を検討しており、博物館活動センターはこの計画に先立ち開設された。

中央区時代の施設も訪問したことがある専門員からは、現在の施設は雰囲気も明るく、小規模ながら自然史博物館としての姿としては以前より良いように感じた、との感想があった。現在は小学校横に建っているため、中央区時代に比べ利用者は多いとセンター職員の方もおっしゃっていた。

展示見学の後、先方職員とのディスカッションの場を設けていただいた。双方の専門職採用体制や、知識・技能の継承、研究活動について意見交換を行ったことは、当館の今後のあり方を考える上で大変意義深いものであった。

●手稲記念館

手稲記念館は手稲町と札幌市の合併を記念して開館した。主に手稲の開拓当時の様子や、郷土の歴史解説、開拓当時の農具や古文書、生活用具等の現物資料が展示されている。

紙資料の紫外線によるダメージ等、展示状態に気になる点が見受けられたが、合併町村の資料はほとんど残らないことが多い中、資料が残っている（残している）ことのアイデンティティの強さを感じた、という意見があった。

●琴似屯田歴史館資料室

琴似屯田歴史館資料室はかつて琴似に入植した屯田兵を中心とする人々の歴史を伝えるために開設され、開拓当時の写真や、実際に屯田兵が使用していた装備品や農機具、生活用具等を展示している。当日はご自身が屯田兵の子孫にあたるという方に同行いただき、資料室内資料だけでなく、屋外へ出て、兵村配置や移築された屯田兵屋についての説明も受けた。

当館のレファレンスでは郷土史相談が多く、中でも屯田兵の出身地や兵屋の向き、位置等を質問されることが頻繁にあるが、現物資料を見たり触ったり、兵村配置を自分の足で確認したことで、文字資料だけではわからない情報を得た。

4. 2 見学を通じて得たこと

今年度重点的に行った郷土資料館の視察では、各施設が所蔵する一次資料や現物資料、展示内容の把握を行った。見学した施設はいずれも博物館⁽¹³⁾の性格が強い施設であり、現物資料を展示する、資料解説がある(する)といった点が当館と大きく異なる。当館所蔵資料は、唯一性の高い資料や個人に関する情報が含まれる資料が主であるため、開架資料として閲覧室に配架しているものはごく一部である(見学先の施設では希少性の高い資料はガラスケース内で展示する等の方法をとっている)。また当館では、常設展示やカルチャーナイトのような企画展示を除き、所蔵資料の展示・解説は行っていない。このように性格が異なる面もあるが、「見せる」展示とそれに付随した解説から得たものは多く、今後の展示やレファレンスに生かされるだろう。

当館のレファレンスでは郷土史相談も多いが、郷土誌等の二次資料を出典として回答することが多い。市内の郷土資料館の情報を収集・蓄積することで、当館の資料では対応が不十分と考えられる場合に、利用者を目的に応じて適当な施設へ案内することが可能となる。今年度訪問した郷土資料館は一次資料や現物資料を所蔵し、職員も知識のある方が勤めているため、適宜当館利用者に情報を伝えていきたい。

秋山淳子氏は札幌市公文書館年報第4号論考「公文書館専門員包括研修による類縁機関視察・交流事業」の中で、「札幌関係資料の情報センターとして公文書館が機能できれば理想的ではないか⁽¹⁴⁾」と述べているが、この機能を充実させていくために、次年度以降も札幌市を中心とする周辺地域の地域資料のより詳細な把握に努めたい。

おわりに

本稿では、平成29年度公文書館専門員包括研修実施事項のうち、特定重要公文書の審査に関する検討、業務の見直し、所蔵資料調査発表、類縁機関の視察・見学の4点について報告した。

包括研修の目的は、全職員で懸案事項を検討・確認することと、専門知識向上をはかることである。平成27年度の実施開始からまだ3年であり、研修内容が定まっていないこともあるが、その時々で必要と考えられる研修を館全体で随時行うことができる重要な機会となっている。今年度新たに行った業務の見直しと所蔵資料調査発表は、日常業務をきっかけとして始めたものであり、その必要性から年間を通して実施した。

包括研修日は臨時休館となるため、利用者に不便を強いる場合もある。しかし、ある程度まとまった時間を必要とする活動を行うためには、包括研修は欠かすことはできない。

当館におけるサービスは、出納のように利用者に直接見えるものだけではない。例えば、資料を整理・補修し出納に備える、目録を整えて検索しやすくする、レファレンスのための知識を蓄える等がある。これらは目に見えないところに存在するが、活動の基礎となる部分である。ここを疎かにしては、利用者に適切な対応をとることができない。このようなサービスは、「隠れたサービス」と表現できると筆者は考える。

隠れたサービスは日々の業務内容であるが、中には施設見学であったり、懸案事項の議論であったり、一定の時間を設けなければ行うことができないものもある。そこで包括研

修が貴重な機会となるのである。

次年度以降も特定重要公文書の審査に関する検討、類縁機関の視察・見学を継続するとともに、今年度新規に行った所蔵資料調査発表に加え、当館の設置目的である「市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となる公文書（特定重要公文書）を適切に保存し、市民等の利用に供すること」を達成するために必要と思われる事業を館の状況に応じて行っていきたい。

(注)

- (1) 「公文書等の管理に関する法律」(平成 21 年法律第 66 号)における「特定歴史公文書等」に該当するものを札幌市では「特定重要公文書」と呼称している。
- (2) 札幌市に関する調査研究とは、当館所蔵資料の分析・研究と館外調査を基礎として、行政としての札幌市の活動または札幌という地域の歴史の調査研究を行うことである。
- (3) 当館の類縁機関の視察・見学では、将来的な「MLA (Museum 博物館—Library 図書館—Archives 公文書館) 連携」を視野に入れて、これら 3 館に該当する施設にて研修を行うことを意図している。平成 27～28 年度の研修については、『札幌市公文書館年報 第 4 号』にて、当館元専門員秋山淳子氏が論考「公文書館専門員包括研修による類縁機関視察・交流事業」で詳細に報告されているので、そちらを参照されたい。
- (4) 公共施設や文化施設、民間施設を夜間開放し、市民に文化的プログラムを提供する行事であり、認定 NPO 法人カルチャーナイト北海道 (カルチャーナイト実行委員会) が主催する。平成 15 年より開催されている。
- (5) 「公文書」、「特定重要公文書」の定義については、年報編 p. 28 「札幌市公文書管理条例」を参照されたい。
- (6) 年報編 p. 35 「別表 30 年を経過した特定重要公文書に記録されている個人に関する情報について」参照。
- (7) 平成 29 年度までの審査済簿冊数は 2,573 冊である (p. 8 「(3) 特定重要公文書の目録公開・審査状況 (平成 30 年 3 月 31 日時点)」参照)。
- (8) 札幌市公文書管理条例第 1 章第 2 条 (5) ウ参照。
- (9) このほか、市の活動または歴史を検証することができる資料で、希少性が高いものも特定重要公文書として登録する場合がある。
- (10) 現・札幌市資料館。
- (11) 小樽関連は小樽市総合博物館に所蔵がある。
- (12) 交通資料館は地下鉄高架部の補修工事に伴い、平成 29 年 10 月 1 日から全面休館している。平成 32 年春にリニューアルオープンの予定である。
- (13) 博物館法 (昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号) における「博物館」の定義は、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関 (社会教育法による公民館及び図書館法 (昭和 25 年法律第 108 号) による図書館を除く。) のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人 (独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第 29 条において同じ。) を除く。) が設置するもので次章の規定による登録を受けたもの」とある。
- (14) 『札幌市公文書館年報 第 4 号』 p. 74